

令和 6 年度

個別指導における 主な指摘事項（薬局）

東北厚生局

目 次

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い	P1
2 処方内容の変更	P1
3 処方内容に関する確認	P1
4 調剤済処方箋の取扱い	P2
5 調剤録の取扱い	P2
6 処方箋及び調剤録（電磁的記録の場合）の保存	P2
7 リフィル処方箋の取扱いについて	P3

II 調剤技術料に関する事項

1 地域支援体制加算	P3
2 後発医薬品調剤体制加算	P3
3 調剤技術料の時間外加算等	P3
4 薬剤調製料の夜間・休日等加算	P3
5 自家製剤加算	P3
6 計量混合調剤加算	P4

III 薬学管理料に関する事項

1 レセプトコンピュータの初期設定等	P4
2 薬剤服用歴等	P4
3 薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等	P5
4 重複投薬・相互作用等防止加算	P5
5 調剤管理加算	P6
6 服薬管理料	P6
7 薬剤の服用に関する基本的な説明	P6
8 患者への薬剤の服用等に関する必要な指導	P7
9 麻薬管理指導加算	P7
10 特定薬剤管理指導加算1	P7
11 特定薬剤管理指導加算3	P8
12 乳幼児服薬指導加算	P8
13 吸入薬指導加算	P8
14 かかりつけ薬剤師指導料	P9
15 外来服薬支援料1	P9
16 外来服薬支援料2	P9
17 在宅患者訪問薬剤管理指導料	P10
18 服薬情報等提供料	P10
19 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	P10

IV 事務的項目

1 届出事項	P10
--------	-----

令和6年度 個別指導における主な指摘事項（薬局）

I 調剤全般に関する事項

1. 処方箋の取扱い

ファクシミリにより電送された処方内容に基づいて行う薬剤の調製等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

患者が処方箋を持参した場合に、処方箋の記載内容とファクシミリの処方内容が同一であることを確認していない。

(不備のある処方箋)

次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

63枚を超えて鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤（麻薬若しくは向精神薬であるもの又は専ら皮膚疾患に用いるものを除く。）が処方されている処方箋につき、処方医が当該貼付剤の投与が必要であると判断した趣旨について、処方箋の記載から確認できない。

(処方箋の「処方」欄の記載不備)

「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- ① 用法の記載がない
- ② 用法の記載が不適切である。
- ③ 用量の記載が不適切である。

2. 処方内容の変更

処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。

処方箋に変更の内容を記載していない。

3. 処方内容に関する確認

処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- ① 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（厚生労働省告示）に規定する、投薬期間に上限が設けられている医薬品につき、倍量処方が疑われるもの
- ② 薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの
- ③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
- ④ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの

- ⑤ 使用期間が限定されている医薬品について、その期間を超えて処方されているもの
- ⑥ 漫然と長期にわたり処方されているもの
- ⑦ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
- ⑧ 過量投与が疑われるもの
- ⑨ 相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの
- ⑩ 重複投薬が疑われるもの
- ⑪ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの

4. 調剤済処方箋の取扱い

- (1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない、不適切な又は不明瞭な例が認められたので改めること。
 - ① 調剤済年月日
 - ② 保険薬局の所在地・名称
 - ③ 保険薬剤師の署名又は記名・押印
- (2) 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。
 - ① 処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容
 - ② 医師又は歯科医師に照会を行った場合、その回答内容

5. 調剤録の取扱い

- 調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- 次の事項を記載していない。（ただし、調剤済となった処方箋又は薬剤服用歴に同様の事項が記入されている場合を除く。）
- ア 調剤した薬剤師の氏名
 - イ 薬剤師法第23条第2項の規定により医師、歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容
 - ウ 調剤した薬剤及び調剤等について、次の事項
 - ・請求点数
 - ・患者負担金額

6. 処方箋及び調剤録（電磁的記録の場合）の保存

- 電子的に保存している調剤録について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
- 最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（第6.0版）に準拠していない。

7. リフィル処方箋の取り扱いについて

リフィル処方箋による調剤について、次の不適切な例が認められたので改めること。

リフィル処方箋による1回目又は総使用回数3回の場合の2回目の調剤を行う場合

調剤を実施した保険薬局の名称及び保険薬剤師の氏名をリフィル処方箋の余白又は裏面に記載していない。

II 調剤技術料に関する事項

1. 地域支援体制加算

地域支援体制加算4について、次の不適切な例が認められたので改めること。

地域医療への貢献に係る実績として、直近1年間に次の要件を満たしていない。

地域医療への貢献に係る実績

服薬情報等提供料の算定回数が30回以上である。なお、当該回数には、服薬情報等提供料が併算定不可となっているもので、相当する業務を行った場合を含む。

2. 後発医薬品調剤体制加算

後発医薬品調剤体制加算3について、次の不適切な例が認められたので改めること。

直近3か月間の調剤した薬剤（後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品）の規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が90%以上でない。

3. 調剤技術料の時間外加算等

時間外加算等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

常態として調剤応需の態勢をとり、開局時間内と同様な取扱いで調剤を行っているにもかかわらず、時間外加算を算定している。

4. 薬剤調製料の夜間・休日等加算

薬剤調製料の夜間・休日等加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬剤服用歴等に平日又は土曜日に算定した患者の処方箋の受付時間を記載していない。

5. 自家製剤加算

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。（当該医薬品が薬価基準に収載されている場合であっても、供給上の問題により当該医薬品が入手困難であり、調剤を行う際に必要な数量を確保できない場合は除く。）
- ② 予製剤による場合又は錠剤を分割する場合にもかかわらず、100 分の 20 に相当する点数を算定していない。
- ③ 調剤録等に製剤工程を記載していない。

6. 計量混合調剤加算

計量混合調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

III 薬学管理料に関する事項

1. レセプトコンピュータの初期設定等

- (1) レセプトコンピュータの初期設定が、服薬管理指導料を算定するようになっており、誤った算定となるおそれがあるので改めること。
- (2) 服薬指導等を行う前に、事務員によりレセプトコンピュータへ服薬管理指導料を算定するよう入力されており、誤った算定となるおそれがあるので改めること。

2. 薬剤服用歴等

薬剤服用歴等について、次の不適切な例又は事項が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載がない、不適切である又は不十分である。
 - ア 患者の基礎情報
 - ・ 住所
 - ・ 必要に応じて緊急連絡先
 - イ 処方及び調剤内容等
 - ・ 調剤した薬剤
 - ・ 処方内容に関する照会の要点等
 - ウ 患者の体質
 - ・ アレルギー歴
 - ・ 副作用歴
 - エ 薬学的管理に必要な患者の生活像
 - オ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
 - カ 疾患に関する情報（既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。）

- キ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況
- ク 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
- ケ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
- コ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
- サ 患者又はその家族等からの相談事項の要点
- シ 手帳活用の有無
- ス 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
- セ 指導した保険薬剤師の氏名
- ② 薬剤服用歴等への記載が、指導後速やかに完了していない。
- ③ 定型文を用いて画一的に記載されているので、指導等を行った保険薬剤師が必要事項を判断して記載すること
- ④ 薬学管理料やその加算を算定する場合に、その根拠及び指導内容等について記載していない。算定の根拠及び指導内容等について簡潔に記載すること。

3. 薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等

電子的に保存している記録について、次の不適切な例又は事項が認められたので改めること。

- 最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版」に準拠していない。
- ア 定期的に職員に対し個人情報の安全管理に関する教育訓練を行っていない。
- イ パスワードの要件として
- ・ （8 文字以上の場合に）英数字・記号を混在させた 8 文字以上の推定困難な文字列を定期的（最長でも 2 ヶ月以内）に変更させるものとなっている。
 - ・ （13 文字以上の場合に）英数字・記号を混在させた 13 文字以上の推定困難な文字列となっている。
- ウ 情報システムの関係職種ごとのアクセス範囲が適切でない。
- エ 特定の ID を複数の職員が使用している。
- オ 運用管理規程に定めているシステムの監査を実施していない。

4. 重複投薬・相互作用等防止加算

重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 残薬及び重複投薬が生じる理由を分析していない又は処方医に対して必要に応じて残薬及び重複投薬が生じる理由を情報提供していない。
- ② 処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の薬剤服用歴等への記載がない。

(残薬調整に係るもの以外の場合)

次に掲げる内容について、処方の変更が行われていない場合に重複投薬・相互作用等防止加算イを算定している。

薬学的観点から必要と認める事項

5. 調剤管理加算

調剤管理加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 患者又はその家族等に対して、当該患者が服用中の薬剤について、重複投薬、相互作用等の有無を確認していない。
- ② 患者又はその家族等に確認した服薬状況等の情報及び薬学的分析の要点について薬剤服用歴等に記載がない

6. 服薬管理指導料

- (1) 区分を誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。

3か月以内に再度処方箋を持参した患者であって、手帳を提示したものに対して、服薬管理指導料「2」を算定している。(服薬管理指導料「1」を算定しなければならない。)

- (2) 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者で、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の処方箋によって調剤が行われた場合でないときに、服薬管理指導料を算定している不適切な例が認められたので改めること。

7. 薬剤の服用に関する基本的な説明

薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載がない、不適切である又は不十分である。
 - ア 用法
 - イ 効能、効果
 - ウ 副作用
 - エ 相互作用
 - オ 服用及び保管取扱い上の注意事項
 - カ 保険薬局の名称、情報提供を行った保険薬剤師の氏名
- ② 効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について、患者等が理解しやすい表現になっていない。
- ③ 効能・効果等に関する記載について誤解を招く表現となっている。

8. 患者への薬剤の服用等に関する必要な指導

- (1) 以下の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。
- ① 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴等）、薬学的管理に必要な患者の生活像、後発医薬品の使用に関する患者の意向
 - ② 疾患に関する情報（既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。）
 - ③ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
 - ④ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
 - ⑤ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）及び患者又はその家族等からの相談事項の要点
- (2) 処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認する事項の確認を保険薬剤師が行っていない（事務員が行っている）ので改めること。

(経時に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳)

手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので改めること。

手帳に次の事項が記載されていない。

- ① 患者のアレルギー歴、副作用歴
- ② 患者の主な既往歴
- ③ 患者が日常的に利用する保険薬局の名称、保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等

9. 麻薬管理指導加算

麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤後、継続的に電話等により麻薬の服用状況、残薬の状況又は保管状況を確認していない。
- ② 残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行っていない。
- ③ 麻薬による鎮痛等の効果、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無の確認を行っていない。

(薬学管理料の通則（5）)

薬剤服用歴等への指導内容等の記載がない又は不十分である。

10. 特定薬剤管理指導加算 1

特定薬剤管理指導加算 1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。

- ② 「口」について、特に安全管理が必要な医薬品の用法又は用量の変更に伴い保険薬剤師が必要と認めた場合又は患者の副作用の発現状況、服薬状況等の変化に基づき保険薬剤師が必要と認めて指導を行った場合のいずれにも該当しない場合に算定している。
- ③ 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、保険薬剤師が必要と認める薬学的管理及び指導を行っていない。
- ④ 薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない又は不十分である。
- ⑤ 従来と同一の処方内容の場合で「口」を算定した場合に、保険薬剤師が特に指導が必要と判断した理由の要点を薬剤服用歴等に記載していない。
- ⑥ 特定薬剤管理指導加算2を算定している場合に、特定薬剤管理指導加算2の算定に係る抗悪性腫瘍剤及び制吐剤等の支持療法に係る薬剤を対象として、特定薬剤管理指導加算1を算定している。

1 1. 特定薬剤管理指導加算3

特定薬剤管理指導加算3について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 薬剤服用歴等に、対象となる医薬品の記載がない
(薬学管理料の通則(5))
- 薬剤服用歴等への指導内容等の記載がない。

1 2. 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 乳幼児に係る処方箋の受付の際に、年齢、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行っていない又は患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行っていない。
- ② 患者又はその家族等に対して行った、服用に関して必要な指導の内容等の手帳への記載がない又は不十分である。
(薬学管理料の通則(5))

薬剤服用歴等への指導内容等の記載がない又は不十分である。

1 3. 吸入薬指導加算

吸入薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴等への指導内容等の記載がない又は不十分である。
- ② 保険医療機関に情報提供した文書等の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴等に記載又は添付していない。

14. かかりつけ薬剤師指導料

かかりつけ薬剤師指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 患者の同意を得た回にかかりつけ薬剤師指導料を算定している。
- ② かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について

ア 患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等について、薬剤服用歴等に記載していない。

イ 調剤後、患者の容態や希望に応じて、定期的に患者の服薬状況の把握、指導等を行っていない。又は定期的に把握した患者の服薬状況や指導等の内容を薬剤を処方した保険医に情報提供していない。

(薬学管理料の通則(5))

薬剤服用歴等への指導内容等の記載がない。

15. 外来服薬支援料1

外来服薬支援料1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

処方医に治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性につき了解を得ていない。

16. 外来服薬支援料2

外来服薬支援料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤又は1剤であって3種類以上の内服用固形剤が処方されていないときに算定している。
- ② 治療上の必要性が認められない場合に算定している。(外来服薬支援料2は、多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的として行うものである。)
- ③ 当該薬剤を処方した保険医に次の事項の了解を得ていない場合に算定している。

ア 治療上の必要性

イ 服薬管理に係る支援の必要性

- ④ 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨又は一包化の理由を薬剤服用歴等に記載していない。
- ⑤ 外来服薬支援料2を算定した範囲の薬剤について、自家製剤加算を算定している。

17. 在宅患者訪問薬剤管理指導料

在宅患者訪問薬剤管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬学的管理指導計画を少なくとも1月に1回見直していない。

18. 服薬情報等提供料

服薬情報等提供料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

患者の同意を得ていない。

(薬学管理料の通則（5）)

保険医療機関に情報提供した文書の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴等に記載又は添付していない。

19. 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

処方内容を照会したものの、処方内容が変更されなかったにもかかわらず在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1を算定している。

IV 事務的事項

1. 届出事項

次の届出事項の変更が認められたので、速やかに東北厚生局に届け出ること。

- ① 管理薬剤師又は保険薬剤師の異動
- ② 開局時間の変更
- ③ 休業日の変更

2. 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 東北厚生局長に届け出た事項に関する事項の掲示がない又は誤っている。
- ② 明細書の発行状況について
 - ア 明細書の発行状況に関する事項の掲示がない。
 - イ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない又は患者からの求めがあったときに交付するとなっている。
 - ウ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、会計窓口に明細書の交付を希望しない場合の記載がなく、患者の意向が確認できない。
- ③ 後発医薬品調剤体制加算関係
 - 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。

④ 医療DX推進体制整備加算関係

オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用している保険薬局であることを当該保険薬局の見やすい場所に掲示していない。

⑤ 調剤技術料の時間外加算等関係

開局時間を保険薬局の内側及び外側の分かりやすい場所に表示していない。

⑥ 薬剤調製料の夜間・休日等加算関係

当該加算の対象となる日及び受付時間帯を保険薬局内の分かりやすい場所に掲示していない。

V その他

1. 調剤報酬明細書の記載

麻薬小売業の免許番号につき、期限切れのものを記載している不適切な例が認められたので改めること。

2. 保険請求に当たっての請求内容の確認

- (1) 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないで改めること。
- (2) 請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴等又は調剤報酬明細書の確認が行われていない。

3. 関係法令の理解

健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法等の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。

4. 指導への理解

指導の趣旨を理解すること。（今回の指導を受ける直前に薬剤服用歴等の補正が行われている。指導の目的は、適正な保険調剤を確保し、加えてその質を向上させることにあるところ、指導を受けるに際し、薬剤服用歴等の補正を行うことは不適切であるので、今後は行わないこと。）